

天高く馬肥ゆる秋、いよいよ過ごしやすい季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 安衛法における濃度基準値設定物質の追加等を公示（厚生労働省）

8月31日、厚生労働省は「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第332号）」を告示するとともに、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の一部改正を公示した。今回の改正では、新たに48物質について濃度基準値が設定されたほか、既存の「弗素及びその水溶性無機化合物」の対象に六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）が追加された。また、技術上の指針には、新規追加物質の試料採取方法、分析方法等が反映された。適用日はいずれも2027年10月1日。

[もっと詳しく](#)

[厚生労働省（令和8年8月31日厚生労働省告示第332号）（PDF）](#)

[厚生労働省（「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」について（公示）](#)

② 令和9年度新規化学物質の製造・輸入届出等の日程を公表（厚生労働省・経済産業省・環境省）

化審法に基づく令和9年度新規化学物質の製造・輸入届出に係る日程が公開された。

[もっと詳しく](#)

[経済産業省（令和9年 新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について（お知らせ））（PDF）](#)

③ 令和7年度（2025年度）政府によるGHS分類結果をNITE統合版へ反映（NITE）

9月2日、製品評価技術基盤機構（NITE）は、令和7年度の政府によるGHS分類結果について、NITE統合版GHS分類結果及びGHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム（NITE-Gmiccs）への反映が完了したことを公表した。

[もっと詳しく](#)

[NITE（NITE統合版 GHS分類結果）](#)

④ 事業者から収集した情報を活用するGHS分類プロジェクトを試行（NITE）

9月10日、NITE-Gmiccsの収載データ拡充を目的に、政府によるGHS分類が未実施の汎用化学物質について、事業者から提供を受けた危険有害性情報を基にNITEがGHS分類を実施し、参考分類としてNITE-Gmiccsへ収載する新たなプロジェクトの試行が発表された。

[もっと詳しく](#)

[NITE（NITE独自プロジェクト【汎用化学物質のGHS分類】）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① POPs条約残留性有機汚染物質検討委員会第22回会合（POPRC22）開催（ストックホルム条約事務局）

9月21～25日、ストックホルム条約（POPs条約）の残留性有機汚染物質検討委員会第22回会合（POPRC22）が開催された。本会合では、ポリ臭素化ジベンゾ-*p*-ジオキシン及びジベンゾフラン（PBDD/F）並びにポリ臭素化塩素化ジベンゾ-*p*-ジオキシン及びジベンゾフラン（PBCDD/F）のリスクプロファイルが採択され、PBDD/Fについては世界的な対策の必要性が合意されたが、PBCDD/Fについては更なる情報が必要と結論づけられた。本会合で新たに提案されたデカブロモジフェニルエタン（DBDPE）及び関連物質、並びにビス（2-エチルヘキシル）テトラブロモフタレート（TBPH）については、リスクプロファイル案を作成することが決定された。

[もっと詳しく](#)

[経済産業省（ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第22回会合（POPRC22）が開催されました）](#)
[環境省（残留性有機汚染物質検討委員会第22回会合（POPRC22）の結果について）](#)

② POPs 規則の規制対象物質に MCCP を追加（EU）

9月11日、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）をEU POPs規則の附属書I（製造・上市・使用の禁止）に追加する委任規則が公布された。POPs規則では、POPs条約での適用除外に加え、一液型発泡ウレタンフォーム等の用途について2年間の適用除外が設けられた。一方で、非意図的微量汚染物質の限度値は現在の0.1重量%が維持され、POPs条約と同じ3重量%への引き上げは認められなかった。本規制は2026年12月16日から適用される。

[もっと詳しく](#)

[EU理事会（Commission Delegated Regulation \(EU\) .../... of 11.9.2026）（PDF）](#)

[EU理事会（ANNEX to the Commission Delegated Regulation \(EU\)）（PDF）](#)

③ 1,2-ジクロロプロパンのTSCAリスク評価案を公表（米国 EPA）

9月2日、米国環境保護庁（米国EPA）は、1,2-ジクロロプロパンのTSCAリスク評価案を公表した。案では、15の職業上の使用条件のうち14において、ヒトの健康に不当なリスクをもたらすと暫定的に結論づけられた。

[もっと詳しく](#)

[U.S.EPA（Risk Evaluation for 1,2-Dichloropropane）](#)

特集：労働安全衛生法改正の概要～化学物質管理の強化～

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（令和7年法律第33号）¹⁾ が2025年5月14日に公布され、段階的に施行されています。今回の改正は、個人事業者等への安全衛生対策、メンタルヘルス対策、化学物質管理の強化、機械災害防止、高齢労働者対策など幅広い内容を含みますが、化学物質を扱う事業者にとって特に重要なのが、化学物質管理の強化（化学物質による健康障害防止対策等の推進）です²⁾。今月号ではこの内容について紹介します。



改正ポイント① 安全データシート（SDS）の交付に関する通知義務違反への罰則適用

通知義務違反に対する罰則（6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が新設されました。本罰則は公布日（2025年5月14日）から5年以内に施行されます。また、SDSの記載事項に変更があった場合には、変更後の内容を速やかに通知する義務が課されています。変更を怠った場合も、罰則の対象となります。

改正ポイント② 営業秘密情報の扱い（令和8年4月1日施行）

化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合には、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち、成分名について代替名等の通知が認められます。なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示とすることは認められません。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに開示が必要です。

改正ポイント③ 個人ばく露測定の精度担保（令和8年10月1日施行）

危険有害な化学物質を取り扱う作業場における個人ばく露測定について、測定精度の担保を図るため、その法的位置付けを明確化し、作業環境測定士による実施が義務付けられました。

今回の改正では、SDSの交付・更新・情報管理をより確実にし、川上から川下まで化学物質の危険有害性情報を途切れることなく伝達することを狙いとしています。SDS対応は「作成・交付して終わり」ではなく、通知対象物質の確認、最新情報や法改正による記載内容の更新、変更通知、リスクアセスメントへの反映までを継続的に管理することが重要です。罰則強化を踏まえ、全社的なSDS管理手順と責任体制を整備することが求められます。

- 1) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html
- 2) <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001513749.pdf>

CERIでは、最新の国内法令及びJISに対応したSDS・ラベル作成を受託しています。
お気軽にお問い合わせください。

 [SDS専用お問合せフォーム](#)

お知らせ

○本機構の田辺職員らが執筆した論文が学術誌 Journal of Applied Toxicology に掲載されました！

Verification of a Quantitative Risk Assessment Approach for Skin Sensitization Using EC1.6 Derived From LLNA: BrdU-ELISA With Medical Devices

 <http://doi.org/10.1002/jat.70447>

○ケミカルマテリアルJapan2026 化学物質管理ミーティングに出展します！

11月26日(木)、27日(金)に東京ビッグサイトで開催される化学物質管理ミーティングに出展します。化学物質管理にフォーカスした国内唯一のビジネスマッチングイベントです。CERIは、出展社プレゼンテーション、ブース内ミニセミナーにおいて、化審法・安衛法・農取法等に対応した安全性試験、SDS・ラベル作成、*in silico*毒性予測、PFAS等の第一種特定化学物質の分析、製品リスク評価等の支援メニューを紹介します。是非お立ち寄りください！

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：福島、田辺、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp